

# 環境保全協定書

永水地区自治公民館・永水地区6自治会（入水、笹之段、牧神、梅ノ木、市野々、北永野田）（以下「甲」という）、永水地区6水利組合（宮迫、向井田、草場、笹之段上みぞ、笹之段中みぞ、笹之段下みぞ）（以下「乙」という）と、株式会社キリシマ、鎌田建設株式会社、Solariant Portfolio Two 合同会社、株式会社東京エネシス（以下「丙」という）は共同責任により、霧島市立ち会いのもと丙が霧島市霧島永水字トンダン3584番1外205筆に建設する太陽光発電所の建設工事中及び供用時の環境保全について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定書は、地域住民の健康を保護すると共に、生活環境と自然環境、手籠川流域の環境保全及び用水路、農地等を保全することを目的とする。

## （環境保全の基本理念）

第2条 丙は開発工事中、及び供用時に良好な自然環境を保全するため環境保全措置を講ずるものとする。

2 丙は環境関係法令並びに諸法令及びこの環境保全協定を誠実かつ適正に履行すること。

## （管理責任体制の確立）

第3条 丙は環境保全に配慮した事業活動を積極的に推進するために必要な管理体制を整備・充実し、従業員(外注含む)に対し環境保全に関する必要な教育を実施するものとする。

## （事故及び緊急時の措置）

第4条 丙は災害や事故等の緊急時の通報、連絡その他必要な緊急措置の体制を整備し霧島市、及び甲乙に提出する。変更が発生した場合、直ちに霧島市、及び甲乙に連絡するものとする。

2 丙は建設工事中及び供用時において災害及び事故が地域周辺、手籠川流域、用水路及び農地等に被害を及ぼしたとき又は、及ぼす恐れのある時は直ちに霧島市、及び甲乙に連絡するとともに、災害現場の復旧を図るなどの必要な緊急措置を講じなければならない。建設工事中に於いては直ちに工事を中断しなければならない。

また、丙は災害等の原因及びその状況を調査し、甲乙及び関係行政機関に報告を行い、その指導に従わなければならない。

3 丙はその損害等については、故意または過失の有無に関わらず責任をもってすべての被害については補償するものとする。

## （立入調査）

第5条 丙は霧島市、または甲乙から要請があった場合は、敷地及び施設内への立入調査を認めるものとする。

## （環境美化及び緑化の推進）

第6条 丙は敷地内の美化活動及び緑化推進に努めるとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加し協力するものとする。

## （苦情への対応）

第7条 丙は苦情等に関する受付部署を明確にし、建設工事並びに事業活動に伴い霧島市、または

甲乙から苦情や、その他事業に関する問題等について指摘を受けた時は、責任をもってこれに対応し解決後の報告をするものとする。

(施設の変更等)

第8条 丙は施設を新たに増設及び変更しようとする時は、事前にその計画書を甲乙に示し、同意を得るものとする。

(事業の譲渡及び事業中止の場合)

第9条 丙は事業の運営等に係る権利又は義務の全部または一部を第三者に、譲渡または継承使用させる場合及び事業を中止する場合、甲乙の同意を得るものとする。

2 丙の事業の全部または一部を譲り受ける者または継承使用する者は、継承する事業の環境保全について甲乙と霧島市立ち会いのもと協定を事前に締結するものとする。継承使用する者は10条記載の覚書の引継ぎ義務を負う。

3 丙は事業を中止する場合、すべての施設の撤去は責任を持って実施し、跡地と防災施設の維持管理責任は次の管理者が決まるまで継続するものとする。

(覚書の遵守)

第10条 丙は住民説明会に於いて合意した事項及び守るべき環境監視計画等を含む別途定める覚書の遵守を確約する。

(事業期間終了後の取扱)

第11条 丙は太陽光発電事業の供用終了後、施設の撤去は責任を持って行い、跡地と防災施設の維持管理責任は次の管理者が決まるまで継続するものとする。

2 新たな事業を始めようとする場合は、事前にその計画書を霧島市、及び甲乙に示し、甲乙の同意を得るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めなき事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度霧島市が立ち会いの上、甲乙丙で協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書を作成し甲乙丙及び立会人、それぞれ押印の上、保有する。

平成 27 年 5 月 21 日

- (甲) 永水地区自治公民館 館長 松元輝美
- 永水地区6自治会 入水自治会 会長 池田昌光
- 笹之段自治会 会長 松田俊則
- 牧神自治会 会長 西田 基
- 梅ノ木自治会 会長 本田政己
- 市野々自治会 会長 四元廣幸
- 北永野田自治会 会長 荻原春美
- (乙) 永水地区6水利組合 宮迫水利組合 代表 園田義昭
- 向井田水利組合 代表 木野田安男
- 草場水利組合 代表 馬場篤政
- 笹之段上みぞ水利組合 代表 松田俊則
- 笹之段中みぞ水利組合 代表 松田勇三
- 笹之段下みぞ水利組合 代表 中神 実
- (丙) 株式会社 キリシマ 代表取締役 鎌田善政
- 鎌田建設 株式会社 代表取締役 鎌田善政
- Solariant Portfolio Two 合同会社  
職務執行者 ダニエル・サン・ジョー・キム
- 株式会社 東京エネシス 代表取締役 樽崎ゆう
- (立会人) 霧島市 市長 前田終止